

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

## 安城市条例第7号

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の3号を加える。

- (5) 公益社団法人安城市シルバー人材センター
- (6) 公益財団法人安城市学校給食協会
- (7) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。